

山梨県公報

号外第二十六号の二

平成十六年

六月十七日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 一 政治団体の名称等の届出……………
- 二 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………
- 二 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 二 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 三 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 三 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………
- 三 不在者投票を行うことができる施設の指定……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党敷島町支部	滝口肇	飯沼美直	中巨摩郡敷島町島上条三九二	平成十六年四月二十八日	平成十六年五月十一日

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
桜本ひろき後援会さくら会	櫻本広樹	小松敏洋	南アルプス市小笠原一三三三三	平成十六年五月二十五日	平成十六年五月二十五日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党増穂町支部	小池省三		南巨摩郡増穂町青柳町五六二一	平成十六年 五月十日	平成十六年 五月十一日
旧		河西栄三郎		南巨摩郡増穂町春米二七二四	平成十六年 五月十日	平成十六年 五月十一日
新	自由民主党山梨県保育推進支部	野呂瀬 尚		中巨摩郡昭和町西条四一八五二二	平成十六年 五月十三日	平成十六年 五月十三日
旧		雨宮孝信		東山梨郡勝沼町下岩崎一七三一	平成十六年 五月十三日	平成十六年 五月十三日
新	北里としあき山梨県後援会		山田 勲		平成十六年 六月一日	平成十六年 六月四日
旧			有賀 充		平成十六年 六月一日	平成十六年 六月四日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
「パワーアップ甲府!」市民の会	石原喜文	飯島正樹	甲府市塩部一 一三一七	平成十六年 三月三十一日	平成十六年 四月三十日
計進会	長尾 壯	角田興亜	東八代郡御坂町二之宮五六八	平成十六年 五月二十一日	平成十六年 五月二十五日
「天野建さんと勝手に連帯する「草の根」県民連合	輿石賢二	吉岡二朗	東八代郡石和町八田三三〇 六九	平成十六年 五月三十一日	平成十六年 六月十一日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
櫻本広樹	南アルプス市議会議員	桜本ひろき後援会さくら会	南アルプス市小笠原一三三三	櫻本広樹	平成十六年 五月二十五日	平成十六年 五月二十五日

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成十六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石澤道夫

名 称	所 在 地	指定選挙管理委員会
富士河口湖町民体育館	南都留郡富士河口湖町船津五五四二番地の一	富士河口湖町選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり

である。

平成十六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一四、一一七

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、次のとおりである。

平成十六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一八四、三〇三

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

三分の一の数

六、九三六

一九、六二七

七、一七四

一、五三五

四四、九八〇

一七、〇八八

一一、八七〇

選挙区名

東山梨郡

東八代郡

西八代郡

南巨摩郡

中巨摩郡

北巨摩郡

南都留郡

北都留郡

甲府市

富士吉田市

塩山市

都留市・西桂町

山梨市

大月市

韮崎市

七、六九七

五一、三四七

一四、一七五

七、〇九九

一〇、一〇六

八、五二八

八、六五四

八、四五四

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号の二

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第三十七号及び昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号）の一部を次のとおり改正する。

平成十六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

（昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第三十七号の一部改正）

表中「医療法人交通会下部温泉病院」を「医療法人財団交通会しもべ病院」に改める。

（昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号の一部改正）

表中「医療法人泉会赤坂台病院」を「医療法人甲療会赤坂台病院」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号の三

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十六年六月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

老人ホームの名称	所在地
社会福祉法人八十八会 特別養護老人ホーム 南岳荘	南アルプス市徳永四三六番地

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番